明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令（**農林水産**五九）　一

○高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**国土交通**六八）　三

〔告　示〕

○高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第三十三条第一号ただし書及び第二号ロの国土交通大臣が定める基準を定める件（**国土交通**一〇八六）　七

○高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第三十四条第一項第九号の規定に基づき国土交通大臣の定める基準の一部を改正する件（**同**一〇八七）　八

○高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第三十四条第二項第二号の規定に基づき国土交通大臣の定める基準を定める件（**同**一〇八八）　八

○自動車登録番号標及び車両番号標の塗色を定める告示の一部を改正する件（**同**一〇八九）　八

〔官庁報告〕

官庁事項

平成二十九年度における予算使用の状況（平成二十九年度出納整理期間を含む。）（内閣）　三六

平成三十年度第一・四半期予算使用の状況（同）　三七

平成三十年度第一・四半期国庫の状況（同）　二四

〔公　告〕

諸事項

官庁
製造たばこ小売定価関係　三三

裁判所
破産、免責、再生関係　三四

特殊法人等
国立研究開発法人防災科学技術研究所平成二十九事業年度財務諸表、独立行政法人農畜産業振興機構平成二十九事業年度決算、独立行政法人都市再生機構、司法書士名簿登録等、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記関係　一五八

地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　一六七

会社その他　一六七

会社決算公告　一七六

省令

○農林水産省令第五十九号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第三十八条の規定に基づき、家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年九月十日

農林水産大臣　**齋藤　健**